

防災業務計画

令和7年4月1日

特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

目次

第1章 総則

第1条 計画の目的

第2条 防災業務実施の方針

第3条 計画の修正

第2章 平時における防災対策

第4条 関係機関との連携体制の確立

第5条 民間団体との連携体制構築

第6条 研修、訓練の実施

第7条 官民連携促進に資する情報収集・発信

第3章 大規模災害発生時における体制

第8条 災害対応体制の確立

第9条 関係機関との発災時における連携体制の確立

第10条 民間団体との発災時における連携体制の確立

第11条 災害中間支援組織との発災時における連携体制の確立

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条の規定に基づき、特定非営利活動法人（認定NPO法人）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下「JVOAD」という。）が防災に関してとるべき措置を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

（防災業務実施の方針）

第2条 JVOADは、この計画の実施にあたり、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関（以下、「関係機関」という。）、並びにJVOADの会員団体等と連携を図りながら災害対策を遂行する。

（計画の修正）

第3条 この計画は、今後の法改正、制度の変更、その他状況の変化に伴い、必要に応じて修正する。

第2章 平時における防災対策

（関係機関との連携体制の確立）

第4条 JVOADは、発災時に官民連携が円滑に行われるよう、平時から関係機関等との連絡体制を構築する。

（民間団体との連携体制構築）

第5条 JVOADは、民間団体が関係機関と円滑に連携を図ることができるよう、関係機関と民間団体等との連携体制を構築する。

（研修、訓練の実施）

第6条 JVOADは、関係機関及び民間団体等と連携して、官民連携促進に資する研修、訓練を定期的に開催又は参加する。

（官民連携促進に資する情報収集・発信）

第7条 JVOADは、官民連携促進に資する情報について、関係機関、民間団体等へ、適宜、提供する。

第3章 大規模災害発生時における体制

(災害対応体制の確立)

第8条 JVOAD は、大規模災害が発生した場合、又はその恐れのある場合で、次のいずれかの場合には、迅速に災害対応体制を構築する。構築する災害対応体制は、JVOAD の災害対応手順書の記載に準じる。

(関係機関との発災時における連携体制の確立)

第9条 JVOAD は、大規模災害が発生した際、速やかに関係機関との情報連絡体制を構築し、必要に応じて関係機関庁舎へ人員を派遣し、情報収集・共有を実施する。

(民間団体との発災時における連携体制の確立)

第10条 JVOAD は、大規模災害が発生した際、速やかに、JVOAD 会員団体等と連携し、被災者支援活動を行っている民間団体等との情報連絡体制を構築し、適宜、関係機関に民間団体等の活動状況を提供するとともに、官民連携体制を構築する。

(災害中間支援組織との発災時における連携体制の確立)

第11条 JVOAD は、大規模災害が発生した際、速やかに、災害対応を行っている災害中間支援組織との情報連絡体制を構築し、必要に応じて、支援、連携を実施する。

附則

この計画は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。